税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

出生に関連するおもな手続き

	下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所戸籍	お子さんのマイナンバーカード	※出生届と同時に申請ができます	※受付窓口でご相談ください		1階1番窓口 （市民課）	
	お子さんの住民票コード	※出生届受付後お渡しします				
保険年金	お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入			1階2番窓口 （市民課）	
	→出産した方が国民健康保険の方 ① 妊娠85日（妊娠12週）以降に出産した人（死産・流産・早産および人工中絶を含む）	産前産後期間に係る保険税免除申請	・世帯主及び出産した人の身分証明書（写し可） ・親子（母子）健康手帳		1階3番窓口 （税務課）	
	② 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1) の手続きをし、出産費用が50万円 (※2) に満たなかった方 ③ 「直接支払制度」(※1) を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方	「出産育児一時金」の支給申請	・出産育児一時金支給申請書 ・分娩者の口座番号がわかるもの ・出産費用の領収・明細書 ・親子（母子）健康手帳等 ・分娩者の認印		1階2番窓口 （市民課）	
	→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続きしてください	
	→出産した方が国民年金（1号）に加入している ①国民年金保険料の産前産後期間の免除制度 ※出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)	出産予定日の6か月前から届出が可能です。出産後も届出が可能です。	＜出産前＞ 出産日（予定日）および単胎・多胎を確認できる書類 ＜出産後＞ 原則添付不要		1階2番窓口 （市民課）	
	②国民年金保険料の育児免除制度 （令和8年10月創設） ※お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）が申請することで保険料が免除されます。対象期間はお子さまが1歳になる誕生日の前月まで。	※令和8年10月創設 詳しくは、受付窓口までお尋ねください。			1階2番窓口 （市民課）	

※1　国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
※2　産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円

こども	親子(母子)健康手帳への出生証明		親子(母子)健康手帳		1階1番窓口 （市民課）	
	児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して15日以内 ※必要なものがそろっていなくても窓口へお越しください	・請求者の通帳 ・請求者の健康保険証（資格確認書） ※2人目以降は、請求者の健康保険証（資格確認書）のみで申請できます		1階7番窓口 （こども未来課）	
	子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください	・子どもの健康保険証（資格確認書） ・被保険者の通帳 （被保険者が市外在住の場合は配偶者の通帳） ※2人目以降は、子どもの健康保険証（資格確認書）のみで申請できます			
	こんにちは赤ちゃん訪問事業のご案内	お子さんが生まれてから2か月頃までを目安に、全てのご家庭を訪問しています。産後のお母様の体調確認やお子様の成長のご様子を伺い、予防接種や育児情報等をお伝えします。訪問の際には、事前にご連絡します。	保健師、助産師、看護師が訪問します。		保健センター 0966-24-8010 ※本庁舎横別館	
	保育園等に入園を希望する方	保育園等の入園相談	※受付窓口でご相談ください		1階7番窓口 （こども未来課）	
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
	妊婦のための支援給付金	妊婦のための支援給付金の申請	・マイナンバーの確認できる書類 ・印鑑 ・振込先口座を確認できる書類 ・親子(母子)健康手帳			

その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	親子(母子)健康手帳 ※受付窓口でご相談ください		２階２－１番窓口 （住宅政策課）

人吉市役所

〒８６８－８６０１
人吉市西間下町７番地１

市役所代表電話
0966－**22－2111**

開庁時間　午前 **8** 時 **30** 分　～　午後 **5** 時 **15** 分
※木曜日のみ窓口業務を午後 **7** 時まで延長
（土曜・日曜・祝日、１２月２９日～１月３日は閉庁します）

市公式 HP ➡

市公式 LINE ➡

人吉市

みんなが幸せを感じるまち。
ずっと住み続けたいまち。
ひとよし

手続きチェックシート

出生

出生届

お子さまが生まれたら **14 日以内に**届出してください

《届出に必要なもの》

- **医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届**
- **親子（母子）健康手帳**

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で本人確認できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか
・パスポート　　・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に2点が必要なもの

・健康保険証（資格確認書）
・年金手帳※　・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証等

※年金手帳は令和４年４月１日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。